

令和 6 年 6 月 1 日

「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第 2 4 7 0 7 0 3 3 2 9 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも申請中であればサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人聖ヨゼフ会松阪
- (2) 法人所在地 三重県松阪市小阿坂町 1 9 8 8 - 6
- (3) 電話番号 0 5 9 8 - 5 8 - 0 8 5 6
- (4) 代表者氏名 理事長 古林 睦敏
- (5) 設立年月 昭和 5 4 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定通所介護事業所・平成 2 8 年 1 2 月 1 日指定 三重県 2 4 7 0 7 0 3 3 2 9

(2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、利用者の要介護状態及び要支援状態に応じて援助を行うと共に、個人の残存機能を活用し日常生活の営みや行動への自立支援を行い、地域に根ざした保健と福祉を総合的に提供する事業とします。

- (3) 事業所の名称 伊勢寺デイサービスぬくもりの家
- (4) 事業所の所在地 三重県松阪市伊勢寺町 2 0 1 1 番地
- (5) 電話番号 0 5 9 8 - 6 7 - 5 1 1 1
- F A X 0 5 9 8 - 6 7 - 9 1 5 9

- (6) 管理者（センター長）氏名 野口 智弘
- (7) 開設年月 平成 2 8 年 1 2 月 1 日
- (8) 利用定員 2 2 人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 事業実施地域

通常の事業実施地域は、旧松阪市と松阪市に合併した嬉野町。

(2) 営業日・営業時間等

□営業日：毎週 月曜日～土曜日（但し、12月30日～1月3日までは除く。）

□営業時間：午前8時00分～午後5時30分

（サービス提供時間は、午前9時15分～午後4時15分）

□休業日：毎週 日曜日

（台風などの自然災害時、感染症の集団発生時等 営業が困難と思われる場合は、休業とさせて頂く場合があります。）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤		非常勤		兼務職種
	専従	兼務	専従	兼務	
1. 管理者		1			生活相談員
2. 介護職員	4	1	1		生活相談員
3. 生活相談員		2			管理者 介護職員
4. 看護職員				4	機能訓練指導員
5. 機能訓練指導員				4	看護師

5. 提供するサービスの内容

(1) 日常生活に関するサービス

①入浴（一般浴）

②食事、おやつ

○食事は管理栄養士によってメニューや調理を提供します。

○身体状況に応じて食事の介助をさせていただきます。

③排泄

④その他必要な日常生活上の介助をさせていただきます。

(2) 健康状態の確認

○看護職員が血圧、検温他健康状態の確認をさせていただきます。

(3) 機能訓練（日常生活動作訓練・個別機能訓練）

○看護職員及び機能訓練指導員が対応させていただきます。

(4) 生活等に関する相談・助言

(5) 送迎（ご家族による送迎も結構です。）

(6) その他

○レクリエーション（内容を曜日別で実施します。）

○リンパマッサージ（ご希望により施術を受けて頂けます。）

(7) 利用者の介護内容は、対象者の心身の状況に応じて通所介護計画書を作成してサービスを提供します。また、実施状況等も利用者及び家族にお知らせします。

(8) 利用上、ご家族との連携を図り、望ましい介護サービスのため情報提供は、利用者連絡ノートを使用します。

6. 利用料金

(1) 通所介護サービス利用料（1日の利用料金）

要介護認定において「要介護1～要介護5」と判定された方の通所介護利用料金です。

H27年8月1日より一定以上の所得がある方は、利用料金が1割から2割に変わります。

区分	項目	6－7時間		7－8時間	
基 本	負担割合	1割	2割	1割	2割
	要介護1	584円	1,168円	658円	1,316円
	要介護2	689円	1,378円	777円	1,554円
	要介護3	796円	1,592円	900円	1,800円
	要介護4	901円	1,802円	1,023円	2,046円
	要介護5	1,008円	2,016円	1,148円	2,296円

加 算		1割	2割
	入浴介助加算（Ⅰ）	40円／日	80円／日
	送迎未実施減算	－47円／片道	－94円／片道
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に9,0%を乗じた金額	

※諸事情により提供時間が変更になった場合は時間別に定められた単位により計算させていただきます。

○加算についての説明

- ・入浴介助加算（Ⅰ）とは、入浴中の利用者の観察を含む介助を行うとき加算できる。
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）とは、介護職員の処遇改善と、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に対して処遇改善を進めるための加算です。

＊制度上利用料金の改訂があった場合は変更しますのでご了承下さい。

（２）その他利用者負担

- 1) 食事代 1 食 6 5 0 円（原材料費、調理にかかる費用を含む。）
- 2) リハビリ教材費 1 ヶ月 3 0 0 円
- 3) 活動費（木曜日） 1 ヶ月 2 0 0 円
- 4) おやつ代（自由） 1 回 1 0 0 円
- 5) コーヒー代（自由） 1 杯 1 0 0 円
- 6) その他必要に応じて自己負担が必要な場合もあります。
- 7) 利用料の自己負担金は、口座引き落としでお支払いをお願いします。
お支払日は、ご利用日の翌月の 2 6 日（2 6 日に金融機関が休みの場合は、
2 7 日）です。

7. 急病・事故等発生への対応

事業所は、利用者の来所利用中に急病・事故等が発生した場合は、緊急連絡を次のように行います。

- 1) 利用者の家族へ連絡し、了解を得て主治医に連絡します。事業所より医療機関へ移送した場合、ご家族は医療機関・病院等へ来てください。
 - 2) 病状やけが等において緊急を要する時は、1 1 9 番通報する等処置を行い医療機関へ移送します。この場合、ご家族は連絡した医療機関に至急来ていただきます。
- その他急病・事故発生時はマニュアルにしたがって行います。

8. 非常災害への対応

- 1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組みを行います
災害対策に関する担当者（防火管理者） センター長 野口智弘
- 2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制
- 3) を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- 3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
避難訓練：（毎年 2 回）

9. 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や非常災害時の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 利用契約（個人情報基本方針）

- 1) 当事業所は、利用者との間に利用契約を結び、サービスを利用する者とサービスを提供する事業者との間に生じる利害関係や不正事を防ぎ、望ましいサービスの提供を図る手段として行うものであります。
- 2) 利用者の皆様やそのご家族のプライバシー・情報等は厳守いたします。なお、当法人個人情報に関する基本方針が平成17年7月1日に定めてあります。
- 3) 契約の解約に際しては、サービス利用契約書第18条に定める通りとします。

11. 虐待防止について

事業所は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者：介護職員 木下 貴子
- 2) 成年後見制度の利用を支援します。
- 3) 事業所が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 5) 虐待防止の指針を整備しています。
- 6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 7) サービス提供中に、当該施設従業者又は、養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 身体拘束について

- 1) 事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

- 2) 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとしします。
- 3) 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとしします。
 - ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

1 3. 利用契約（個人情報基本方針）

- 1) 当事業所は、利用者との間に利用契約を結び、サービスを利用する者とサービスを提供する事業者との間に生じる利害関係や不正事を防ぎ、望ましいサービスの提供を図る手段として行うものであります。
- 2) 利用者の皆様やそのご家族のプライバシー・情報等は厳守いたします。なお、当法人個人情報に関する基本方針が平成17年7月1日に定めてあります。
- 3) 契約の解約に際しては、サービス利用契約書第18条に定める通りとします。

1 4. 苦情受付について

- (1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
- 苦情受付担当者 生活相談員 奥田 有香
 - 苦情解決責任者 センター長 野口 智弘
 - 連 絡 先 電話 0598-67-5111
 - 受 付 時 間 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時まで

※面接による相談は、当センター事務所へお越し下さい。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

聖ヨゼフ会松阪 第三者委員	上村 武 委員 電話番号 0598-21-0274
松阪市保健福祉部 介護高齢課	所在地 三重県松阪市殿町1340番地の1 電話番号 0598-53-4099
三重県松阪地方民局 保健福祉部	所在地 三重県松阪市高町138 電話番号 0598-50-0532

15. その他

- 1) 介護サービスについて当事業所（伊勢寺デイサービスぬくもりの家）の「指定通所介護」重要事項説明実施確認書に署名、捺印等をして確認をお願いします。
- 2) 本書13の（8）に記載の、通所介護計画書の作成、及びサービス提供上必要なため「個人情報提供同意書」に署名、捺印をお願いします。

令和6年6月1日改正